

## ○公益通報等に関する規定

2007年5月15日

学園206

### (目的)

第1条 この規定は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人常翔学園（以下「学園」という）における公益通報または相談（以下「通報等」という）に関し必要な事項を定めることにより、公益通報者および相談者（以下「通報者等」という）を保護するとともに、学園の業務に関し、法令、寄附行為および学園の諸規定に違反する行為またはその危険性がある行為（以下「通報対象事実」という）の早期発見および是正を図る等の法令遵守の徹底を強化し、もって学園の遵法精神の向上を図り、健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定における用語の定義をつぎのとおり定める。

イ 職員等 学園と雇用関係にある職員のほか、学園への派遣労働者、学園の取引先の労働者、学園設置各学校に在学する学生・生徒

ロ 公益通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、学園または学園の業務に従事する場合におけるその役員または職員等について通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨を学園が設置する通報等の窓口に通報することをいう。

ハ 受理 通報者等が氏名、連絡先、および公益通報対象者（不正を行った、行っているまたは行おうとして通報された者をいい、以下「被通報者」という）との関係を明らかにするなどの要件を満たした場合、ならびに匿名であっても当該通報等を信じるに足りる相当の理由、証拠等のある場合には、通報等に係る調査をするものとして受理することをいう。

#### 二 法令違反事実

a 公益通報者保護法別表に記載された法律（これらの法律に基づく命令を含む）に定める罪の犯罪行為の事実

b 公益通報者保護法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが二号aに掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、または勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分または勧告等の理由とされている事実を含む）

### (統括者)

第3条 学園における通報等にかかる統括者として危機管理を担当する理事を置く（以

下「公益通報統括者」という)。

- 2 前項に関わらず、危機管理を担当する理事にかかる通報対象事実についての統括者は、他の理事の中から理事長が指名する。

(通報等の方法等)

- 第4条 学園は、通報等に対応するため、危機管理室渉外課（以下「渉外課」という）および学外の法律事務所（以下「法律事務所」という）に、通報窓口を設置する。
- 2 通報窓口を担当者を置き、渉外課に所属する職員または法律事務所の弁護士をもって充てる。
- 3 公益通報の方法は、所定の様式による電子メール、ファックス、郵便とする。
- 4 公益通報の手続きに関する相談は、前項の方法のほか、電話でも行うことができる。
- 5 通報窓口は、通報者から公益通報等があった場合は、その通報者に対し、速やかに通報を受けつけた旨を通知するとともに、公益通報統括者に報告しなければならない。
- 6 通報窓口でないにも関わらず、通報者等から誤って通報等を受けた役員および職員は、通報窓口連絡し、または当該通報者に対し通報窓口へ通報等を行うように助言しなければならない。
- 7 第5条各号に定める諸規定に抵触する事実を通報窓口で通報等を受けたときは、第5条各号の諸規定に定められている窓口へ通報等を行うように助言しなければならない。
- 8 公益通報統括者は、公益通報の窓口設置および通報の方法、対応等について、ホームページ等により周知する。

(他規定との関係)

- 第5条 通報対象事実が、つぎの各号に定める学園の諸規定に抵触する場合には、当該規定の取扱部署において対応し、そのうえで法令違反行為に係るものは渉外課に問い合わせるものとする。

- イ 人権侵害防止に関する諸規定
- ロ 個人情報の保護に関する諸規定
- ハ 利益相反に関する諸規定
- ニ 研究活動に係る不正行為防止に関する諸規定
- ホ 研究費の不正使用防止に関する諸規定
- ヘ 学生等への苦情対応に関する諸規定

(通報者の責務)

- 第6条 職員等は、虚偽の通報や個人的利益を図る目的、私怨または他人を誹謗中傷する通報、その他誠実性を欠く通報等（以下「不誠実な通報」）を行ってはならない。
- 2 不誠実な通報は、本規定に基づく通報には該当しないものとする。

(通報等への対応)

第7条 公益通報統括者は、通報等の内容を理事長に報告するとともに、理事長と協議のうえ通報等の受理の判断をし、つぎの各号のとおり、通報者等に対して通知する。ただし、通報者等による匿名の通報等については、信じるに足りる相当の理由、証拠等があり、かつ、通報者等に対し、連絡を入れることが可能な場合を除き、受理しない。

イ 通報対象事実として通報された事実が存在する可能性があるときは、受理する旨を通知し、通報対象事実として通報された事実存在しないことが明らかであるときは、受理しない旨を通知する。

ロ 前号に関わらず、通報対象事実が第5条に定める諸規定の適用を受ける場合は、当該規定が定める内容で通知する。

ハ 前号に関わらず、通報対象事実が法令違反事実の場合は、通報等を受けた日から起算して20日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施を通知する。

2 公益通報統括者は、受理の判断のための証拠資料の確保等の調査（以下「予備調査」という）を渉外課に所属する職員または法律事務所の弁護士に行わせ、予備調査の遂行のために関連部署に協力を求める。

(調査委員会の設置)

第8条 公益通報統括者は、予備調査の結果を判断し、通報等を受理すると認めた場合は、通報対象事実の存否を調査させるために、調査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は、つぎに掲げる委員をもって構成する。

ア 危機管理室長

イ 理事長が指名する教員 若干名

ウ 弁護士資格を有する者 1～2名

エ その他公益通報統括者が必要と認めた者 若干名

3 委員会には委員長を置き、委員長には前項ア号の委員をもってこれに充てる。

4 委員会において決するべき事案が生じた場合は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところとする。

5 委員会は、通報対象事実についての調査を公正不偏に行い、違法行為等の有無を検討する。

6 委員長は、調査の結果を直ちに公益通報統括者に報告しなければならない。

7 委員会の庶務は、渉外課で取り扱う。

(遵守事項)

第9条 委員会委員および渉外課に所属する職員は、その職務の遂行にあたって、つぎの各号を遵守しなければならない。

- イ 通報者等、職員等および第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと
  - ロ 予備調査および第 8 条第 1 項の調査（以下「調査等」という）を受ける被通報者や被通報者が所属する部署の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
  - ハ 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること
  - ニ 通報者等を特定する情報について、その秘密を保持すること
  - ホ 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと
- 2 委員会委員および渉外課に所属する職員は、その職を離れた場合であっても、前項二号およびホ号に定める事項を遵守しなければならない。

#### （調査協力の義務）

第 10 条 被通報者を含め、被調査者は、調査等に協力をする義務を負うものとする。

- 2 被調査者は、調査等にあたって、事実の隠匿もしくは歪曲または虚偽の回答その他の不正行為を行ってはならない。
- 3 職員等は、つぎの各号に定める行為を行ってはならない。
  - イ 通報等に関する証拠の毀損、隠匿、改ざん、その他調査等の妨げとなる行為
  - ロ 通報窓口に通報しようとすることを妨げる行為

#### （調査等結果の報告）

第 11 条 公益通報統括者は、調査等が終了したのち、直ちに、当該結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 公益通報統括者は、理事長に報告の後、法令違反行為であると認定した調査等の結果については、必要に応じて監督官庁に対し、当該調査等の結果の報告を行う。

#### （是正措置等の実施）

第 12 条 公益通報統括者は、通報対象事実があると認定した調査等の結果に対し速やかに是正および再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という）を講じ、または学園設置各学校の学校長（以下「設置学校長」という）に是正措置等を講じることを命じる。

- 2 設置学校長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置の内容、是正結果を公益通報統括者に報告する。
- 3 公益通報統括者は、第 1 項により、是正措置等を講じたり、命じたりするに当たり、委員会に対し、意見を求めることができる。

#### （通報者等への連絡）

第 13 条 渉外課は、通報者等に対し、被通報者の信用、名誉、およびプライバシー等に十分に配慮しつつ、調査等の結果および学園で決定した是正措置の結果を通知する。

なお、法律事務所を通報窓口とした通報等については、法律事務所の弁護士を通じて通報者等に通知する。

- 2 前項に関わらず、第4条第7項の定める通報対象事実については、同項の定めにより窓口になった部署から通報者等に通知する。

#### (通報者等の保護)

第14条 学園は、学園と雇用関係にある職員が通報等を行ったことを理由として、当該職員に対し、解雇、減給、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 学園は、学園への派遣労働者および学園の取引先の労働者が通報等を行ったことを理由として、当該労働者に対し、派遣契約の解除その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

- 3 前2項の場合において、職員等が不正の目的をもって通報等を行った場合は、この限りでない。

- 4 何人も正当な理由なく通報者等を探索してはならない。

- 5 公益通報統括者は、前項を踏まえ、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように適切な措置をとらなければならない。

- 6 前項に関わらず、不利益な取扱いおよび嫌がらせを受けている旨の連絡が通報者等からあった場合には、公益通報統括者は、渉外課に関係部署と共同で事実関係の調査を行わせる。

- 7 前項の調査の結果、通報者等に対する不利益な取扱いおよび嫌がらせが確認された場合、公益通報統括者は、その行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、行為者が職員等の場合は、その旨を理事長に報告する。理事長は、学園諸規定を適用して、所定の手続きを経て処分を行う。

#### (状況報告)

第15条 設置学校長は、是正措置等を実施後、つぎの各号の状況を確認し、公益通報統括者に報告しなければならない。

- イ 法令違反の再発がないこと
- ロ 是正措置等が機能を果たしていること
- ハ 通報等を行った職員等への不利益な取扱いがないこと

#### (公表)

第16条 学園は、被通報者について通報対象事実の存在が明らかになり、処分が決定された場合には、再発防止の観点から、必要に応じて公表することがある。

#### (研修)

第17条 学園は、法令遵守の重要性について、必要に応じて研修を実施し、職員等に周

知を図る。

(事務処理)

第 18 条 通報等の処理、保護に関する事務は、是正措置等の実施、状況確認および第 5 条に定める諸規定の事案にかかる個々の啓発に関する業務を除き、渉外課が行い、通報事案に応じて関係部署が協力する。

(規定の改廃)

第 19 条 この規定の改廃は、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2007 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この改正規定は、2017 年 9 月 1 日から施行する。